**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱  第１条　【略】  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く  ２　別表第１の事業区分のうち１、２、４及び５については、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年3月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。。  第３条～第14条　【略】  １　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。  ２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （附　則）  １　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。  （附　則）  １　この要綱は、平成31年４月８日から施行する。  （附　則）  １　この要綱は、令和元年６月13日から施行する。  　（附　則）  １　この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和４年４月２２日から施行する。  （附　則）  　　この要綱は、令和５年４月27日から施行する。  別表第１～別表第２　【略】      ３～４　【略】    　３～６　【略】  別紙１－１－１～別紙１－１－５【略】    別紙１－２－１～別紙１－２－３　【略】    ３～６　【略】  別紙２ー１－１～別紙２－１－２　【略】  　　第２号様式～第４号様式　【略】    １（２）～４　【略】  別紙５－１－１～別紙５ー１－２　【略】    別紙５－２－１～別紙５－２ー４  第６号様式～第８号様式　【略】      　１－（２）～３  　別紙８－２－１～別紙８－４　【略】 | 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱  第１条　【略】  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　県は、県内製材工場等に必要な原木の増産、安定的かつ効率的な生産を推進することにより、供給体制の構築を図るため、別表第１に掲げる事業主体が高性能林業機械等の整備を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。  ２　別表第１の事業区分のうち１、２、４及び５については、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）」に基づき実施するものとする。  第３条～第14条　【略】  １　この要綱は、平成30年４月５日から施行する。  ２　この要綱は、令和５年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第９条第３項及び第４項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （附　則）  １　この要綱は、平成30年12月25日から施行する。  （附　則）  １　この要綱は、平成31年４月８日から施行する。  （附　則）  １　この要綱は、令和元年６月13日から施行する。  　（附　則）  １　この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和３年７月８日から施行する。  （附　則）  　この要綱は、令和４年４月２２日から施行する。  別表第１～別表第２　【略】      ３～４　【略】    　３～５　【略】  別紙１－１－１～別紙１－１－５【略    　別紙１－２－１～別紙１－２－３　【略】    ３～６　【略】  別紙２ー１－１～別紙２－１－２　【略】  　第２号様式～第４号様式　【略】    １（２）～４　【略】  別紙５－１－１～別紙５ー１－２　【略】    別紙５－２－１～別紙５－２ー４  第６号様式～第８号様式　【略】      １－（２）～３  　別紙８－２－１～別紙８－４　【略】 |